

平成二十九年二月二十四日受領  
答 弁 第 七 一 号

内閣衆質一九三第七一号

平成二十九年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の撮影した映像を報道機関に提供する際の基準等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の撮影した映像を報道機関に提供する際の基準等に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

お尋ねの「政府の諸活動を撮影した映像」の意味するところが必ずしも明らかでないが、仮に、先の質問主意書（平成二十九年一月三十日提出質問第三七号）で御指摘の番組に関する御質問であるとするれば、

先の答弁書（平成二十九年二月七日内閣衆質一九三第三七号）でお答えしたとおりである。